

もっと住みよい新潟市にする 事業の提案を募集します！

新潟市まちづくりパートナーシップ事業 応募の手引き

【令和7年度事業開始分】

受付期間

令和7年5月28日（水）～7月9日（水）



新潟市市民生活部
市民協働課

目 次

- 1 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
制度の趣旨
- 2 提案を募集する事業・・・・・・・・・・・・・・・・P2
（1）事業提案を募集する課題（テーマ）
（2）事業提案
- 3 応募について・・・・・・・・・・・・・・・・P4
（1）応募資格
（2）提案数
- 4 補助金および補助対象経費・・・・・・・・P5
（1）補助金、補助率
（2）補助対象経費
- 5 事業のスケジュール・・・・・・・・P7
（1）事業の実施期間
（2）提案後の審査および補助金交付の流れ
令和7年度事業開始分のスケジュール概要
- 6 応募方法、提出先・・・・・・・・P8
（1）質問書提出
（2）参加表明書等提出
（3）提案書等提出
- 7 審査（書面、プレゼンテーション・ヒアリング）・・・・P10
（1）プレゼンテーション・ヒアリングの構成
（2）実施日
（3）プレゼンテーションの留意事項
- 8 事業の選定と審査基準・・・・・・・・P11
（1）審査
（2）審査基準
- 9 情報公開、個人情報等の取扱い等、成果の報告、評価・・・・P12
（1）提案事業内容等の公開
（2）個人情報の取扱い、事業費の支出
（3）成果の報告
（4）評価

1 制度の概要 ～さまざまな行政課題に対し、

自ら実施し解決する事業提案を募集します～

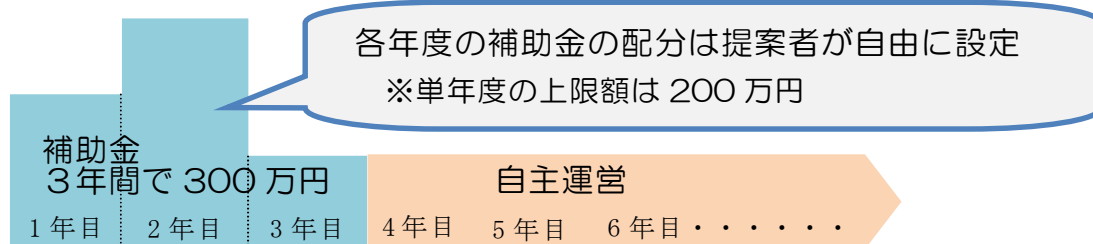
制度の趣旨

- 社会状況の変化に伴い、地域課題や市民ニーズは多様化、複雑化しています。こうした社会的課題に、行政だけで的確に対応・解決していくことが困難になってきています。
- この制度は、各団体の皆さんの新しい発想や専門性などを十分に活かし、地域と連携するなどしながら、きめ細かいサービスの提供や、より効果的・効率的に社会的課題を解決することを目的としています。
- 各団体自ら実施する事業の提案を募集し、応募された提案の中から、優れた事業を選定し、その提案者の事業実施にかかる経費を補助します。
- 事業開始当初は市の補助金を活用し、補助金の交付が終了した後も、自主運営・自主財源で課題が解決されるまで引き続き事業を実施し、持続的に地域振興に貢献していただきます。

制度のポイント！

- ◆ 課題解決に向け柔軟な発想により各団体自ら実施する事業提案を募集します。
 - ◆ 応募された提案の中から、優れた事業を選定し、その提案者の事業実施にかかる経費の一部を補助します。
 - 補助期間は、連続する3年度以内。
 - 補助上限額は、3年度で300万円。
 - 各年度の配分は、提案者が自由に設定できます。ただし、単年度の補助上限額は200万円まで。
 - 補助率は、10/10。
- ※ 補助金は、予算の範囲内でしか交付できませんので、各年度の事業費が上限額以下であっても、必ずしも補助金の交付を保証するものではありません。
- 提案事業の1年度目、2年度目において予算が不足した場合は、それ以降の年度に振り分けるよう事業計画の見直しをお願いすることがあります。
- ◆ 3年以内に課題解決されない見込の事業提案の場合、補助金の交付が終了した後の年度も、課題が解決されるまで引き続き事業を実施していただくことが前提となります。

【本制度の事業実施および補助金のイメージ】



2 提案を募集する事業 ～自由な発想で地域課題の解決を～

(1) 事業提案を募集する課題（テーマ）

地域団体（※）におけるデジタル技術の活用による 運営の負担軽減と現役世代の参画促進

※ここでいう「地域団体」とは、地域コミュニティ協議会、自治会・町内会（以下「自治会等」という）を指します。

【課題（テーマ）の趣旨】

本市の自治会加入率は年々低下しています。令和 6 年度に本市が実施したアンケートでは、多くの自治会等が会を運営するうえでの負担を感じていることに加え、現役世代（50 歳代以下）の会長の割合は 10%程度にとどまること、デジタル技術の活用が進んでいないことが分かりました。

現役世代が仕事をしながら自治会等の運営に携わる環境を整えるためにも、デジタル技術を活用した運営の負担軽減を図る事業提案を募集します。

【現状・背景】

本市には、加入世帯数や年齢構成、環境条件（都市部、農村部等）が異なる約 2,000 の自治会等があり、活発な地域活動が行われています。

人口減少や少子高齢化、価値観の多様化により自治会等の加入率は年々低下し、特に現役世代の担い手が不足しています。また、会長はじめ役員の高齢化が進み、その約 8 割が 60 歳以上であり、役員間の情報伝達の多くは電話や文書および口頭で行われ、地域への情報伝達のほとんどが回覧板に頼っています。その事務作業に対して負担の声があがっており、現役世代が参画しにくい状況です。

4 割程度の自治会でデジタル技術の活用による運営の効率化に関心がある一方で、役員および地域住民は高齢によるデジタル技術の運用への不安や、知識不足により活用が進んでいません。

【期待・希望すること】

地域団体運営のほとんどがデジタル技術の活用に困難を抱える高齢者により行われていること、団体により課題が多様であり、デジタル化したいポイントが異なること（役員間の情報共有、会議、回覧、集金など）を前提に、課題を解決できる以下のような提案を希望します。

- ・モデルとなるデジタル化手法の確立
- ・希望する地域団体への説明会
- ・個別伴走型のデジタル化支援
- ・団体に適したツールやノウハウの提供
- ・成功事例の水平展開

(2) 事業提案

課題（テーマ）に対して、事業開始の初期段階における事業費を補助することにより、その後、解決するまで自主運営・自主財源で継続的に事業を実施し続けることができる事業を、自由な発想で提案してください。

なお、事業内容によっては、短期間で課題解決し、事業そのものが終了する場合も考えられますので、事業を継続し続けることが絶対条件ということではありません。

3 応募について

(1) 応募資格

個人以外であれば、どなたでも応募できますが、次の事項すべてに該当する必要があります。

- ① 事業の実施から実績報告まで遅滞なく履行できること
- ② 提案した事業を実施するにあたり、社会通念上、問題なく実施できる範囲内に団体の活動拠点が存在していること
- ③ 新潟市に納付すべき市税が賦課されている団体は、それら全ての市税が完納していること
- ④ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと
- ⑤ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと
- ⑥ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと
- ⑦ 公序良俗に反する行為又は関係法令に違反していないと市長が認める者
- ⑧ 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと
- ⑨ 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと
- ⑩ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員でないこと
- ⑪ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと
- ⑫ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと
- ⑬ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していないこと
- ⑭ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

※応募する団体の現事業の営利性・非営利性などは問いません。

※現所在地についても新潟市内に限定いたしません。事業実施に支障がないことが前提となります。

※学生などの場合、複数人で構成されるサークル等としての応募は可能です。

(2) 提案数

1 団体あたり 1 提案のみとします。

4 補助金および補助対象経費

(1) 補助金、補助率

連続した3年度以内で、300万円を上限に補助します。

3年度内での補助金の配分は、提案者が自由に設定できます。

ただし、単年度の補助金は200万円が上限額になります。

補助率は、10/10です。

※補助金は、予算の範囲内でしか交付できませんので、各年度の補助金申請額が上限額以下であっても、必ずしも申請額全額の交付を保証するものではありません。

提案事業の1年度目、2年度目において予算が不足した場合は、それ以降の年度に振り分けるよう事業計画の見直しをお願いすることがあります。

補助金の採択は年度ごとに行いますので、初年度に補助事業として採択された事業であっても、2年度目以降の補助金の交付を保証するものではありません。

補助事業として採択され、その後、補助金の交付を申請される場合は、予めご了承ください、事業を実施していただきます。

※市からの補助金のほか、事業収入や寄附金等（以下「事業収入等」という。）を得て提案事業を実施することを妨げるものではありません。ただし、事業収入等がある場合は、団体の自己負担額に充当することとし、自己負担額がない場合は、補助対象経費と相殺することとします。事業を実施する中で、事業収入等が支出を上回ると見込まれる場合は、あらかじめご相談ください。

(2) 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、原則として次の表のとおりです。

提案する事業が、国、県、新潟市、又は他の地方公共団体から交付される他の制度の補助金の交付も受ける場合、それらと補助対象経費が明確に異なる経費についてのみ本制度による補助金の対象となり、類似する経費は補助対象外となります。

(例) 空き家のリフォームに係る工事費を他の補助金を受け実施した場合であっても、提案が、リフォーム後の空き家を利用して活動する事業の場合、活動にかかる費用（人件費、備品購入費、消耗品費など）については、本制度の補助対象になります。

【補助対象、対象外の概ねの判断基準】

補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費（事業実施に直接必要な人件費） ・ 報償費 ・ 委託料（※1） ・ 旅費 ・ 備品購入費、消耗品費 ・ 印刷製本費 ・ 郵便料等 ・ 保険料 ・ 使用料、賃借料 ・ 工事請負費 ・ その他市長が必要と認める経費
補助対象外経費 または 補助対象経費から 控除される経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施を伴わない、会議体だけの運営費 ・ 直接的に事業と関係しない、団体の運営に関する経費（※2） ・ 建物の賃貸借における敷金及び礼金 ・ 建築工事等の手続き等に要する費用 ・ 新潟市が団体に賦課する税金 ・ 国、県、新潟市、又は他の地方公共団体から交付される他の制度の補助金が充当される経費と同一種の経費 ・ その他市長が補助対象として不適当と認める経費

※1：委託料が事業全体に掛かる経費の50%を超える内容の場合、提案事業は採択されません。

ただし、複数の団体で構成される提案者の場合、各団体の事業費の負担割合は問いません。

※2：提案事業とは関係なく団体にかかる人件費、事務所費、光熱水費などの経費が、本事業に係る部分と明確に区分できない場合は、それらの経費全額が補助対象外となります。

5 事業のスケジュール

(1) 事業の実施期間

令和7年度の実施期間は、補助金の交付決定日から令和8年3月31日までです。

(2) 提案後の審査および補助金交付の流れ

新規に提案された事業は、審査（書面、プレゼンテーション・ヒアリング）を行い、補助金交付対象事業を決定します。決定後、補助金交付申請に基づき、採択された提案事業に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

また、採択され補助金が交付された事業について、2年度目以降の補助金は、前年度の中間報告による継続適正の審査（中間ヒアリング）を経て、改めて採択もしくは不採択の結果を通知します。

その通知を受け、補助金の交付申請後、予算の範囲内で補助金を交付します。

なお、提案事業の内容により、中間ヒアリングは実施しないことがあります。

【令和7年度事業開始分のスケジュール概要】

実施内容	実施時期	実施者	備考
課題（テーマ）の公表・募集開始	令和7年 5月28日（水）	市	
質問書提出期限	6月11日（水）午後5時まで	提案者	
質問への回答	6月18日（水）まで	市	
参加表明書等提出期限	6月25日（水）午後5時まで	提案者	
提案書等提出期限	7月9日（水）午後5時まで	提案者	
審査（書面、プレゼンテーション・ヒアリング）	7月22日（火） ～7月31日（木） のいずれか1日を予定	市	参加表明者に個別通知
審査結果の通知	審査後5営業日以内に発送予定	市	※1
補助金交付申請	採択された通知日以降	提案者	
事業実施状況報告	12月頃の予定	提案者	
中間ヒアリング（次年度継続の審査）	12月頃の予定	市	書面のみとする場合あり
実績報告	令和8年 3月末まで	提案者	
補助金交付	5月末まで	市	
事業評価・公表	5月末まで	市	

6 応募方法、提出先

いずれも次ページに記載の書類提出先にメールまたは直接持参にて提出してください。

メールで提出する場合は、PDF形式、Microsoft-Word形式またはMicrosoft-Excel形式で提出してください。

提出書類を紙で提出する場合は、提出部数の指定があるものを除き各1部とします。

応募に関して必要となる費用は、応募する団体等の負担とします。

(1) 質問書提出

ア. 提出期限

令和7年6月11日(水)午後5時まで(必着)

イ. 提出書類

質問書

ウ. 質問への回答

令和7年6月18日(水)までに随時メールにて回答します。質問への回答はホームページにも掲載します。

(2) 参加表明書等提出

ア. 提出期限

令和7年6月25日(水)午後5時まで(必着)

イ. 提出書類

- ①参加表明書
- ②応募に関する誓約書(様式第2号)
- ③納税証明書(新潟市制度用)(※1)
- ④暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

(3) 提案書等提出・・・(2)参加表明書等の事前提出が必須です。

ア. 提出期限

令和7年7月9日(水)午後5時まで(必着)

イ. 提出書類

- ①事業提案書(様式第1号)
- ②団体の概要に関する調書(任意書式)
- ③団体の定款、規則、会則等(任意書式)
- ④事業計画書(任意書式)(※2)
- ⑤収支予算書(任意書式)(※3)
- ⑥前年度の活動報告書及び収支計算書(任意書式)(※4)
- ⑦プレゼンテーション時に使用する資料(任意書式)(※5、6、7)
- ⑧その他事業に関する資料(任意書式)

- ※1：新潟市に納付すべき市税が賦課されている団体のみ提出してください。
- ※2：課題解決に向け、提案事業が補助金申請の最終年度以降も引き続き自主運営・自主財源で継続実施される場合、引き続き自主運営等で実施する少なくとも2年度分の事業計画書を提出してください。5年以内に課題解決する見込みの事業の場合は、解決する見込みの年度までの全ての事業計画書を提出してください。
- ※3：上記事業計画書と同期間の年度分を提出してください。
- ※4：前年度に存在していない新規団体は、提出不要です。
- ※5：各資料をメールで提出する場合であっても、「プレゼンテーション時に使用する資料」については、別途、紙に印刷し8部提出してください。
また、「プレゼンテーション時に使用する資料」の作成にあたっては、公平性担保のため、資料中に提案者を特定できるような内容（団体名や社章等）は記載しないでください。なお、提出する8部のうち1部のみ表紙に団体名を記載して提出してください。
- ※6：「プレゼンテーション時に使用する資料」は、A4判で表紙をつけ、ページ番号を付して作成してください。
- ※7：「プレゼンテーション時に使用する資料」は、11ページの「8 事業の選定と審査基準」の「(2) 審査基準の審査項目の名称」の見出し（1. 課題の把握、2. 企画力…）の名称とその記載順序をそのまま用いて作成してください。
- ※8：提出書類は返却しませんので、ご注意ください。

◆書類提出先◆

新潟市 市民生活部 市民協働課
〒951-8550
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
電話番号：025-226-1105（直通）
メールアドレス：shiminkyodo@city.niigata.lg.jp

7 審査（書面、プレゼンテーション・ヒアリング）

（1）プレゼンテーション・ヒアリングの構成

提案内容プレゼンテーション 10 分以内

審査委員ヒアリング 10 分以内

※応募者多数の場合は、それぞれの時間を短縮する場合があります。

（2）実施日

令和7年7月22日（火）～31日（木）の間で市民協働課が指定する日
（参加表明書を提出した方に通知します。）

（3）プレゼンテーションの留意事項

ア. 提案者が1者の場合であってもプレゼンテーションは実施します。

イ. プレゼンテーションは、8ページの「6 応募方法、提出先」の「（3）提案書等提出—イ. 提出書類⑦プレゼンテーション時に使用する資料（任意書式）」として提出した資料を用いて実施してください。当日の資料追加は認めません。

ウ. プレゼンテーション時は、団体名や、団体名を容易に類推させるような表現を行わないでください。

エ. 2年度目以降の継続審査（中間ヒアリング）については、前年度の事業実施状況報告により審査しますが、提案事業の内容により、中間ヒアリングは実施しないことがあります。

8 事業の選定と審査基準

(1) 審査

地域住民の代表者、有識者、学識経験者、有資格の専門職者またはその他市長が認めた者に加え、課題（テーマ）を提示した課（関係する課を含む）の職員で構成される審査委員会により、下記の「(2) 審査基準」に基づき、補助金交付対象事業を選定します。

短期間に解決しない事業内容の場合、補助金の交付が終了した年度以降も、引き続き自主運営・自主財源で継続的に事業を実施し続けることが可能であると見込まれるかについても審査基準に含まれます。

審査は、1次審査（書面）と2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）を同時に行います。

(2) 審査基準

区 分	主な評価の視点
1. 課題の把握	提示された課題（テーマ）についての現状や背景を理解し、課題に即した公益性のある取組提案となっているか。特に、デジタル技術の活用に困難を抱える高齢者の視点を考慮したものになっているか。
2. 企画力	事業目的や事業計画が妥当であり、課題解決に資する内容になっているか。2,000以上の地域団体の多様な課題に対応した取組提案となっているか。
3. 実施能力	提案内容等から事業の実施に当たっての知識は十分か。これまでの実績や経験等から事務遂行能力は十分か。情報弱者への対応を含めたサポート体制は十分か。
4. 事業効果	事業計画を実行することで、課題解決に向けて具体的な効果や市民満足度の向上を期待できるか。予算の見積もりが適正で、費用対効果の高い事業計画となっているか。事業の実施により地域団体に高額な金銭的負担が生じることがないように配慮されているか。
5. 継続性・発展性	事業の継続性や発展性があると判断できるか。事業に参加できなかった地域団体への波及効果が期待できるか。

※最高点数を獲得した提案事業を第1位として採択します。

※最高点数が著しく低い場合は、採択しないことがあります。

9 情報公開、個人情報の取扱い等、成果の報告、評価

(1) 提案事業内容等の公開

- 提案のあった事業について、事業名・事業概要・団体名を公表します。提出された書類等は、原則として情報公開の対象となります。
- 審査結果は公表します。
- 事業実施後の事業成果や評価は公表します。

(2) 個人情報の取扱い、事業費の支出

- 事業の実施における個人情報の取扱いや事業費の出納については適正を期してください。

(3) 成果の報告

- 提案者は、補助金の交付を受けた年度の事業終了後、当該年度の事業の実績を報告していただきます。
- 提案事業の内容により、事業開始後に事業の進捗状況などの中間報告をしていただき、中間ヒアリングを行うことがあります。

(4) 評価

- 報告いただいた事業の成果等をもとに、各事業について事後評価を行います。

◆ 事業提案に関するお問合せなど ◆

新潟市 市民生活部 市民協働課

〒951-8550

新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1

電話番号 025-226-1105

FAX 番号 025-228-2230

メールアドレス shiminkyodo@city.niigata.lg.jp

ホームページ

<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/shimin/kyoudousuishin/partnership.html>